

北海道告示第 10989 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 7 年 10 月 2 日までに北海道根室振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 7 年 6 月 2 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ中標津

標津郡中標津町東 15 条南 11 丁目 3 番 1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋 2 丁目 1 番 36 号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
DCM ホーマック株式会社	代表取締役社長 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号
株式会社ファーストリティリング	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山 717 番地 1
株式会社福原	代表取締役社長 福原 郁治	帯広市西 22 条北 1 丁目 13 番地
株式会社大創産業	代表取締役社長 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号
株式会社ツルハ	代表取締役社長 八幡 政浩	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号
株式会社エービーシー・マート	代表取締役社長 野口 実	東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 12 番 1 号
株式会社ムラタ	代表取締役社長 内間木 義勝	札幌市厚別区厚別南 2 丁目 11-31
株式会社 NK インターナショナル	代表取締役 木田 直樹	帯広市東 3 条南 8 丁目 1 番地 1 NK ビル

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
DCM 株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井 6 丁目 22 番 7 号	ア
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山 10717 番地 1	イ
株式会社福原	代表取締役 福原 郁治	帯広市西 22 条北 1 丁目 13 番地	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	ウ
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号	
株式会社エービーシー・マート	代表取締役 野口 実	東京都渋谷区神南 1 丁目 11 番 5 号	エ
株式会社ムラタ	代表取締役 内間木 義勝	札幌市厚別区厚別南 2 丁目 11 番 31 号	
株式会社 NK インターナショナル	代表取締役 木田 直樹	帯広市東 3 条南 8 丁目 1 番地 1 NK ビル	

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 令和 3 年 3 月 1 日

上記(3)イ 令和 7 年 2 月 17 日

上記(3)ウ 平成 30 年 3 月 1 日

上記(3)エ 令和 7 年 2 月 17 日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 企業統合のため

上記(3)イ 名称及び住所誤記のため

上記(3)ウ 代表者変更のため

上記(3)エ 住所誤記のため

2 届出年月日

令和 7 年 2 月 17 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道根室振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）から令和 7 年 10 月 2 日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで